

共和町民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金交付要領

(目的)

第1条 共和町民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金(以下「補助金」という。)は、新たに町内に民間賃貸共同住宅を建設し、所有者となる者(以下「住宅建設者」という。)に対し、その費用の一部を補助することにより、民間賃貸住宅の建設の促進を図るとともに、町民の住環境の向上と移住・定住人口の確保と地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「民間賃貸共同住宅」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合するもの
- (2) 1棟4戸以上で、うち2LDK以上の戸数を2分の1以上有する共同住宅
- (3) 各戸に専用の玄関、居間、台所(居間との共有も可とする)、水洗便所、浴室及び給湯設備が設置されているもの
- (4) 各戸に次のいずれにも該当する性能と同等以上の防音対策を講じているもの
 - ア 各隣戸間の界壁は、両面に厚さ12ミリメートル以上の石膏ボード二重張りとし、内部に密度24キログラム/立法メートル、厚さ100ミリメートル以上のグラスウールを充填した構造
 - イ 各上階の床は、下地を厚さ12ミリメートル以上の合板の上に厚さ6ミリメートル以上の遮音マットを施し、更にその下部には密度24キログラム/立法メートル、厚さ100ミリメートル以上のグラスウールを施した構造
- (5) 各戸に専用の物置及び駐車スペース1台分が確保されているもの

(交付対象者)

第3条 補助金の対象となる住宅建設者は、補助金の交付申請をする時点において町内に1年以上居住する個人または町内に1年以上、本社、本店の事業所を設置する法人(個人事業者も含む)のうち、引き続き町内に住所を有し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に居住または本社、本店の事業所を設置する建設業法(昭和24年法律第100号)で規定する建築工事業の許可を有した、個人または法人に建設を請け負わせる者(一括下請負の禁止)
- (2) 前条に規定する民間賃貸住宅として第6条に掲げる関係書類の審査を了した者

- (3) 工事完了日から10年間（以下「管理期間」という。）当該目的に供する者
- (4) 当該年度において建設に着手及び完了できる者
- (5) 町税及び町債務を滞納していない者（当該法人の役員も対象とする）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (7) 個人の住宅建設者にあつては、当該個人及び3親等以内の親族を入居させない者
- (8) 法人の住宅建設者にあつては、当該法人の役員、役員の子3親等以内の親族及び当該法人から報償又は賃金等の支払いを受けている従業員等を入居させない者
- (9) 他の補助金等を受けて建設するものでない者

（補助金の交付額及び限度額）

第4条 補助金の交付の額は、住戸専用面積の合計（各戸において専用で使用する居室、物置の面積の合計とする。）に5万円／平方メートルを乗じた金額とする。ただし、算出した額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とする。

2 補助金の交付申請をしようとする住宅建設者（以下「申請者」という。）1者につき、補助金の限度額を1,200万円とする。

（補助金の制限）

第5条 当該年度における補助金の交付決定は1者とする。

2 申請者が2者以上ある場合は、町長が別に定める交付決定の優先順位に基づき1者に決定するものとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付申請、決定、決定の取り消し及び補助金の返還については、共和町補助金等交付規則（昭和53年規則第2号。以下「交付規則」という。）による。

2 申請者は、交付規則第3条に定める補助金等交付申請書（事業計画書及び事業予算書は除く。）に次の関係書類を添えて、当該年度の5月1日から5月31日（以下「受付期間」という。）までに町長へ提出し審査を受けなければならない。ただし、当該受付期間内に申請者が1者未満の場合は、町長は別に受付期間を定めることができる。

- (1) 民間賃貸住宅建設促進事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 建物の位置図（縮尺20,000分の1以上）
- (3) 建物の配置図（縮尺300分の1以上）
- (4) 建物の平面図、立面図（縮尺100分の1以上）
- (5) 建物の設備仕様書

- (6) 延べ床面積求積図
 - (7) 建物の工事見積書
 - (8) 施工体制台帳
 - (9) 納税証明書
 - (10) 個人の場合は、個人情報調査承諾書（別記様式第2号）
 - (11) 法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- 3 工事着手については、交付規則第4条に定める補助指令書による交付決定後でなければならない。また、工事着手前に町長へ建築基準法第6条、又は同法第6条の2に規定する確認済証の写しを提出しなければならない。ただし、同法第6条及び第6条の2の規定に該当しない建築物の場合は、同法第15条の規定による工事届けの写しを提出しなければならない。
- 4 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、工事完了後すみやかに交付規則第10条に定める補助事業等に係わる完了届（補助事業等実績報告書及び事業精算書を除く。）に次の関係書類を添えて、当該年度中に町長へ提出しなければならない。
- (1) 民間賃貸住宅建設促進事業報告書（別記様式第3号）
 - (2) 建築基準法第7条、又は同法第7条の2に規定する検査済証の写し（前項ただし書きの対象となる場合は不要とする。）
 - (3) 工事写真（着工前・工事中（第2条第4項が確認できるもの）・完成）
 - (4) 土地及び建物の表示に関する不動産登記法に規定する登記事項証明書
 - (5) その他町長が必要と認める書類

（賃貸借料の制限）

- 第7条 補助事業者は、当該補助金を建設費に充当することによつて、賃貸借料の低減に努めなければならない。
- 2 管理期間中における賃貸借料は、補助金の交付算定に用いた各戸ごとの延べ床面積（第4条第1項の算出基礎となる各戸の面積とする。）に950円／平方メートルを乗じた金額以内としなければならない。
- 3 前項に基づき補助事業者が定めた賃貸借料には、物置及び駐車スペース1台分を含ませなければならない。

（財産処分の制限）

- 第8条 補助事業者は、管理期間中にあつて民間賃貸共同住宅を町長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、または担保に使用してはならない。

（地位の継承）

- 第9条 補助事業者の地位継承者は、管理期間中にあつて、次の各号に該当することとなつた場合、すみやかに地位継承承認申請書（別記様式第4号）を町長

に提出しなければならない。

- (1) 個人である補助事業者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人である補助事業者が合併等をした場合 合併等により設立された法人

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位継承承認通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日まで補助事業者として補助金の交付を受けた者は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。